

広聴特別委員会記録

令和4年6月21日

【開催日】 令和4年6月21日（火）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前10時30分

【出席委員】

委員長	矢田松夫	副委員長	岡山明
委員	中島好人	委員	長谷川知司
委員	古豊和恵	委員	松尾数則
委員	吉永美子		

【欠席委員】 なし

【参考人】

参考人	樋口晋也		
-----	------	--	--

【委員外出席議員等】

議員	伊場勇	議員	白井健一郎
議員	宮本政志		

【事務局出席者】

事務局長	河口修司	事務局次長	島津克則
------	------	-------	------

【審査内容】

- 1 陳情書について
- 2 その他

午前9時 開会

矢田松夫委員長 皆さんおはようございます。ただいまより広聴特別委員会を開催します。本日の付議事項については、お手元に配付しておりますとおりです。それでは付議事項の1、陳情書についてを議題として審査を行います。本日は参考人としまして、陳情者であります樋口晋也さんに出席いただいております。それでは委員会を代表しまして、一言参考人の方に御挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中、お越しいただきまして、ありがとうございました。委員会を代表して、心よりお礼を申し上げ

げます。本日は、忌たんのない御意見を頂けるようにお願いします。なお、参考人におかれましては、委員長の許可を得てから発言していただくようにお願いします。その内容については、問題の範囲を超えないようにお願いします。また、参考人におかれましては、委員に対して質疑することができないことになっておりますので、あわせてお願い申し上げます。それでは陳情書の内容について、参考人から説明を求めます。

樋口晋也参考人 おはようございます。揚げ足取りではなく、真剣に皆さんに御理解いただけるように丁寧な説明に努めたいと思っておりますので、しっかりとお聞きいただければと思っております。どうぞよろしく申し上げます。それでは、まず私が提出しました疑問点という書き方をしております①についてです。この間の委員会、前々回の広聴特別委員会では、要望事項と捉えていいんじゃないかとの話、発言がありました。正にそのとおりです。その委員会の中では、他市ではこうだからとの理由で進めようとする話が委員会で何度も出ました。その他の町の事例については、どこの市で採用されて、その目的がどのように記されているのか。それは、本市のモニター制度と一致しているのか、それとも一部が重なっている程度のものなのか。その条文を具体的に示されることもなく、明確な論拠もありませんでした。それに対して、委員から何の質疑も出ることはなく、委員会が進められました。このような委員会を拝聴していて、私は市民として、議会にもっとしっかりとした議論をしていただきたいという思いから書かせていただきました。私の今話した内容は、恐らく中高生でも理解できることだと思っています。それがなぜ広聴特別委員会で実行できないのか想像しました。配慮でしょうか、遠慮でしょうか、それともうるさいから、面倒くさいから、もしそれらが理由だと議員の資格を問われてしまうことになると思っています。①については以上です。②について、ここに書いてあるとおりなんですが、JCから出てきた吉村君は、モニター制度というのが分からないから議事録なりを見せてほしいと要求しました。これは、吉村君がモニターとして考えるために必要があると前向きに考えた末の発言でした。しかし、

事務局から議事録の公開事項に含まれないとのことで、時の委員長より却下されました。このこと自体、私は疑問を持っておりません。事務局はルールに基づいて発言した。そのルールにのっとって運営していることだからです。では、何が言いたいのか。それは、モニター制度は、市民目線の意見を議会運営に取り入れることを目的としています。そして、このときの吉村君の意見は、正に市民目線の意見であり、議会運営に関わることだったと思っています。広聴特別委員会として、その後の委員会においても、そのときのモニター会議の時点では、議事録公開はできないルールとして出せなかったが、今後のモニター制度のことを考えたときに、モニターから出た意見だけをまとめて配布することが必要ではないか。あるいは、いや、これは議事録を公開するように制度改正をしようというような議論がされていないことは、すごく大きな問題だと思っています。なぜなら、このことこそが広聴特別委員会の役割であるモニター制度そのものであるからです。広聴特別委員会は、その役割を放棄したというふうに受け止めてしまいます。そのことを前期、今年の委員会がしなかったのであれば、今期、今の広聴特別委員会で諮られるべき内容だと思っています。今日の資料で前年度の申し送り事項、委員会に提出されたものを出していただいておりますが、そういう意見として出たものをどうするかという題材自体が申し送りに含まれていない。委員長としても100%目を通せていなかった、抜けがあったというところは、委員長の責任はあるかもしれませんが、申し送りがそもそもされていないということは、委員長だけの責任だということには酷ではなかろうかと思っています。2番目については以上です。次、③について。実名で出されていますのでお名前ですが、下瀬さんが出された要望書、6月8日の委員会で取り上げられました。委員からは、委員会内でモニター制度について議論している。それは公開しているので問題ないのではないかとの発言がありました。全く筋違いの発言です。あるいはまた、予習もしていない、モニター制度も分かっていない委員が、他の委員の話に乗せられて、陳情者は勘違いをしているのではないかとの発言もありました。事前調査もせずに、その場の発言の言質を取ることも

なく、発する言葉には責任感というものが感じられませんでした。下瀬さんの意見は、モニター制度の議論をしたかどうかを問うていません。この文章をよく読まれてください。議論の前に、昨年1年間の総括がなされていないことが問題である。それをしなければならないのではないかと。でないと、今期の今回のモニター制度をしっかりとした形で確立することができないのではないかとということ言われているんですね。いつ総括を行ったのか。総括は行われていません。議論をすり変えているとしか思えません。昨年のモニター制度において、多様な意見を取り入れるために実施した団体推薦の委員から1件も意見が出ていないことは、矢田委員長が集計を取られて、委員会で発表されております。そのとおりで、団体推薦の委員は、その役割が果たせていませんでした。昨年の総括がなされていないために、何の反省もなく漫然と団体推薦が引き継がれました。そのように決定されました。下瀬さんの意見も、私も一緒なんです、団体推薦をやめろと言っているんじゃないんです。前期の団体推薦、昨年の団体推薦の何を反省して、何が変わったのか。委員会の皆さんが共通認識を持っていないでしょう。それが問題だというふうに思っています。少し具体的に言えば、昨年、モニターが多くが団体推薦に反対しました。反対というか疑問を投げ掛けました。議会運営についての意見を聞くというのはなかなか難しいことだから、団体推薦からはそういう意見は出ないんじゃないか、理解いただくのは難しいんじゃないか。しかし、そのときの前年度の委員会は、しっかり説明して、理解を得て進めていくんだ。やってみないと分かりませんから、実際に実施されました。しかし、先ほど申し上げたような結果だったわけです。6月8日の広聴特別委員会で、もう決まったことだからしょうがないんじゃないか、やってみないと分からんじゃないかとの意見が出され、皆さんは、その意見に乗ったように私には見えましたが、その考えは違っていると思っています。昨年も同じような話から、団体推薦をやってみようということから導入されたシステムです。なのに、同じてつを踏むのに、何も議論されないというのは、すごく違和感があります。下瀬さんの要望書の求める総括がなされていけば、このような要綱になる

はずはありません。加えて申しますが、変えることができないとの発言がありました。要望書や陳情書は、執行部が出してきた議案じゃないんですね。制度もこの委員会が決めるということは、この制度そのものも委員会が変更することができる、議会が変更することができる。ですから問題があれば、修正することは、幾らでもできるということを皆さん自身がしっかりと自覚を持たれることが大事じゃないかと思っています。高松議長から、この広聴特別委員会で、この下瀬さんの要望書のことについて、異例の発言がありました。市民からの意見について、しっかりと議論して進めてほしいと、委員会において公の発言をされました。にもかかわらず、市民からの要請であるモニター制度の総括も行われずに、今年度のモニター制度を決定した。この委員会の皆さんの姿勢は、議長の発言を無視したものです。議長が結論を求めています。議論を求めたのです。その議論さえ行われず、議長の発言を無視して進めた委員長、それを一言も委員会内で提案しなかった委員の責任は重いと思っています。議会内で、このことは問題にされないのでしょうか。議長とは、その程度の存在だと私たち市民は認識したらいいんですか。高松議長は、委員会主義による議会運営を唱えています。一度、委員会において要請はしたが、あとは委員会で決すべきことと、じっと我慢し、沈黙を守るしかない状況であると私は認識しております。また、寄せられたモニターの意見は公開されているし、モニター制度についての議論のプロセスも公開されているので、また、あえて出す必要はないとの意見が出ました。前々回の委員会だったですかね。全く論点が違っていません。下瀬さんの意見を湾曲して、一部を捉えた意見で、モニター制度、前期の1年間、意見が何件出たのか、そのうち何件が採用されたのか、モニターに意見を出してもらえない、それはなぜか、モニターの理解できていないところはどこなのか、何を詳しく説明しなければならないのか、様々なことが明らかになっていません。議論もされていません。そういったことを積み上げていくことが総括ではないのでしょうか。委員の皆さん、結論が出ましたか。委員によっては反論があるでしょう。しかし、機関決定したのであれば、その委員一人が答えられる、この人とか

の人が答えられるというのではなくて、委員会メンバー全員が共通の認識を持った総括を自覚していなければ、委員会としての総括にはならないと私はそう思っています。要望書は、制度の総括は必要ではありませんかと。でなければ、今年度のモニター制度をやみくもに進めても効果がないのではないかとということをお聞きしています。話を少し変えて、皆さん、下瀬さんが参考人として議会運営委員会に昨年出席された議事録を読まれましたでしょうか。もしお読みになっているにもかかわらず、このような運営をされるということであれば、堂々と市民を無視して、議会運営を行っているということです。市民は無視するけども、スタンドプレーでモニター制度をやりますということになってしまうんです。開かれた議会を標ぼうする山陽小野田市議会が一市民の意見を広く聞く窓口である広聴特別委員会、大変重要な立場にあると思っております—それがこのような運営、すなわち市民の意見を無視して決めていく運営方針は、閉ざされた議会であると思えてなりません。下瀬さんの出された要望書については、当初この委員会が立ち上がっていなかったんで、議会運営委員会で参考人招致がされました。同じ話になりましたが、議事録を読んだだけでは、もしかしたらよく分からなかったんでしょうか。分からなかったんであれば、何でもう一度参考人として呼ばないんでしょうか。いろんな手法、議会には様々な権利がある。1回呼んだから2回呼んだらいけんというルールは、私が知る限りありません。10回呼んでもいいはずですよ。それを必要と思うセンスが僕はすごく大事だと思っています。そして下瀬さんの真意を、陳情者の真意をよく理解した上で、それを酌み取って議論をしていく、委員会で議論をして決定する、これが筋ではないでしょうか。この要望書は完全に無視されている。私が言っているのは、今の要綱が良いとか悪いとか、大筋で言っているのではなくて、議論の順番が違おうでしようということをおっしゃいます。今申し上げたようなことを一つ一つ丁寧に議論していけば、このような要綱ができるわけではないと思っています。要綱の何がおかしいのか。1条には、もう皆さん御承知だと思いますが、議会の活動及び運営に関し市民等から広く意見を聴取し、反映させることにより、市民とと

もに歩み、市民からより信頼される議会となるため市議会モニターを設置するとあります。対して3条のモニターの職務を見ると、三つあります。一つ目が、傍聴又は視聴すること。二つ目が、調査に回答すること。三つ目が、意見交換会に出席し、意見を述べることとあります。一つ目の傍聴や視聴は、職務としてありますが、これは適切な文言でしょうか。第1条の目的は、市民からの意見を反映させることと唯一書いてあります。全ての条文というのは目的達成のために必要な事項が定められると私は認識をしております。一つ目は、1条の目的達成の手段であって、目的ではありません。もっと言えば、傍聴とか視聴をしなくても、1条の目的達成の意見を出すことはできます。モニター意見を出すに当たり、どのような方法であれ、本市議会の求める内容であれば問題はないはずだと思っています。また、唯一の目的である意見聴取が1条に明確にうたっているにもかかわらず、3条では、職務として3番目にあるんです。いかがなものでしょうか。皆さん様々な条文、いろんな例規集とか見られたことがあると思うんです。全て目的達成のために何をすれば達成できるかということで、様々な手段や手法が記されるものが通常であろうと思っています。この要綱では、1条の目的達成だけでなく、議会に関心を持ってもらうという広報活動が一緒になっていると思います。議会の広報活動は、広報委員会が行うんじゃないんでしょうか。しかし、議会で決めることですから、もしも現行の要綱の1条で行くのであれば、それはそれでいいんですよ、議会が決めることですから。であるなら、1条改正の議論を行わなくてはならない。目的はこれだけじゃないんだと。広く議会を理解してもらうためというような目的が中に反映されれば、つじつまが合うと思っています。しかし、公開された委員会等を私が見る限り、そのような議論は一切確認できておりません。目的達成以外の職務があることは、極めて問題があると思います。また、委員会では、要綱についての議論中に条文はシンプルがいいと議論がありました。全く違うと思っています。条文は、正確に表現されていることが最も重要であり、シンプルかどうかは全く関係ありません。もしシンプルが一番であるならば、3条は、こうなると思います。「市議会モニターは、

第1条、目的達成のために議会活動及び議会運営についての意見を議会に提出するものとする。」極めてシンプルだと思います。ただ、丁寧に書くことは、膨らませることは、決して悪いこととは言いませんが、シンプルが良いか悪いかというのは、ここの論点と違うんです。これは先ほどの1条で言いました議論をしっかりといただきたいというところにつながるものです。次に3条の3についてです。これはモニター会議に参加して、出席して意見を言うという部分ですが、先ほどの陳情②で言いました吉村君の要望で、議事録公開の件で触れましたように、今の要綱では公開できる要件が整備されていません。事務局の言うとおりに公開されるのは特定の会議であり、モニター会議は、それに含まれていないというのが現状の運用規定で、変更手続が取られていないと私は認識しています。その意見について、これまでどおりに掲載されるかさえも正確に委員会において、明確な審査、決議が行われていないと思っています。委員会の中で制度変更はしていませんとか、訳の分からない発言がありました。このこと自体、大きな制度変更の一つだと思っています。しっかりと議論され、公開されるシステムを作っていただく必要があります。また、このモニター会議は、何時間あるんですか。2時間ですか、5時間ですか、1日ですか、1週間ですか。モニターが説明をしながらしゃべるときに、発言者に「手短にお願いします」と言うんですか。あるいは「予定時間になりそうだから、あと1問だけ、あと一人だけ」といつて終わるんですか。委員会が言論統制をしようとしているとは思っておりませんが、要するに最初の陳情の①で言いました現実的な議論がなされていないというふうに思っています。委員会による議論と要綱の変更が求められていると思っています。私もそうですが、皆さんも法律の専門家ではありません。なら、議会として要綱を明文化するに当たって、2階には専門の法務担当者が総務にいます。それに聞いたっていいじゃないですか。いや2階と3階は違う、議会と執行部は違うというんなら、2階にいた男の子が議会事務局にいるんですよ。それに確認しましたか、この条文でおかしいことはないかと。そういう手続を踏まえていく必要があると思っています。委員会の皆さん、基本に立って

考えていただきたい。そもそもなぜ、モニター制度を進めるのか、実行するのか。市民の意見を聞いて取り入れたいからだ。ならば、このモニター制度を成熟させるためにモニターの意見を聞いたらどうでしょうか。議会で決めることというような意見がありました。何を言っているんですか。当たり前の話です。議会の組織なんだから議会が決めるのは当たり前です。ただ、決めるべき委員会が、これまで言ったようなまともな議論ができていない中で、市民を巻き込んだモニター制度を進めようとしている。それは、おかしいことでしょう。議決権は議会にしかないんだから、率直にモニター制度の意見を聞いて、その上で議論すればいいんです。だって議決権は議会にあるわけですから、それは私たち市民も分かっているんです。そうして市民を無視したモニター制度変更で市民の意見を求める。でも、その制度ができていないから、それは公開しない。こんな矛盾がいまだに解決されていないというのは、前年度の申し送り書を見れば、そういう申し送りがされていないこと自体が問題であります。もう昨年の委員会には戻れないので、今年度の広聴特別委員会の責任において行われなくてはならないと思っています。いろいろ申しましたが、分かりにくいと思いますので私の陳情内容をまとめて申し上げます。8点あります。1、前期までのモニター制度の総括を行うこと。2、総括に基づいた今後のモニター制度の在り方についての議論を委員会で行うこと。3、要綱第3条の第1項の削除による要綱変更。4、要綱3条3の一番上に持っていくという要綱変更。5、モニター意見は、文書での提出を可能とする要綱変更、追加変更。もちろん発表するのがいけんと言っているんじゃないんですよ。ただ、そういうことを考えれば、文書で出してもいいという一文が必要ではないかという意味です。6、モニター意見交換会の意見及び発言内容について、文書で公開するよう必要な手続を取る。7、1から6まで申しましたが、この上記をモニター会議初日、7月1日と昨日決まりましたが、この委嘱時までに委員会でまとめ、参集した全モニターに変更に伴う必要な説明を行って、その変更の了承を得た後、直ちに委員会において変更の議決を行い運用すること。反対者がおれば、変更することは難しいでしょうね。ただし、

モニターに皆さんが頭を下げてください、私は、その要綱の変更が必要だと思っておりますし、していただきたいと思っています。最後に8、世の中には全てルールというものがあります。各家庭によって、家族のルール、家庭のルール、それは様々です。国のルールも様々です。例えば会社運営なんかでも、会社を作るにはどうしないといけないか。会社法に基づいて届け出てとなっています。取締役会開くには、株主総会を開くには、1週間前までに通知が行かないとならないとか、そういう会社法を運用したりします。また、社員を雇用するには、労働関係の法律に基づいています。全て世の中はルールで動いています。そして、ここにいらっしゃる議員の皆さんには、地方自治法とか、議会基本条例のルールがあります。選挙で選ばれた議員だからといってルールを無視していいわけはありません。選挙で選ばれた議員であるからこそ、法令遵守の自覚をお持ちだと思っています。議員にお聞きしたい、この皆さんにお聞きしたい。答えられないのは分かっていますが、議会のホームページ、山陽小野田市議会モニター設置要綱がアップされています。この要綱の1ページ目の右上に、令和4年4月25日改正となっています。この要綱の改正日はいつ決まったのでしょうか。委員会の皆さん御存じですか。事務局、どうでしょうか。委員には質問できんということでしたので、事務局お願いします。事務局を責めることが目的じゃないので。

島津議会事務局次長 要綱の改正日は、委員会の決定に従いまして、今回は市議会モニターの設置要綱ですから、議長の許可を得て、改正しております。その日付が令和4年4月25日であったということです。

樋口晋也参考人 要するに、議長の承認を得たということで、事務局の説明がありました。要綱を決めるのに、委員会でなぜ決めないんでしょう。僕には、これは重大な^{かし}瑕疵があると思っています。突き詰めていくと、行政訴訟の案件にもなるんじゃないかというふうに思っています。ただ、僕は議会を停滞させ、混乱させることが目的ではないし、真意ではありません。これまで言いました1から7までをしっかりとまとめて、改正

の議決をしっかりと委員会で行った上で、改めて議長の印鑑をもらう。その作業を6月30日までに是非やっていただきたい。9日あります。今日を入れたら10日あります。時間がなくはないんです。何とか皆さんお願いします。もう市民が離れていく。僕は揚げ足取りじゃないんですよ。やるべきことをルールに基づいてやっていただきたい。私だけじゃない、下瀬さんもこうして出されている。そしてそうじゃないモニターもほかにもいるんです。僕だからとか、僕みたいな若造が言えば、皆さん反発もあるだろう。僕も年下に言われたら、何かこの若像がと思います。でも、皆さんは公人です。公人の議員として、その職務を全うしていただきたい。是非お願いをしたいということで陳述を終わります。以上です。よろしくお願いします。

矢田松夫委員長 ありがとうございます。以上で樋口参考人の説明が終わりました。これより質疑に入ります。どなたか質疑をよろしくお願いたします。

岡山明副委員長 ちょっと確認の意味でお話させていただきたい。今回は、陳情書に関しての説明ですよね。最後に8項目あったんですけど、あれはこの要望書と関連ないと思ったんです。新たな要望を8点出されたんですけど、今回の要望書の中に8件の要望は載っていない。今回の8点に関して、それを受け入れるかどうか、個人的にもあるんですけど、私はちょっとどうするかと悩んでいるんです。

樋口晋也参考人 ありがとうございます。陳情書に全てを書くことは不可能でした。しかし、この陳情書に書いているのはこういうことですよということで、具体的な対応策をお示しする必要があると思って書きました。そして、これに応える必要があるかどうかと副委員長がおっしゃいました。正にそうです。議会が決めることですから、8項目について回答なしという回答書が私に来るかもしれない。御希望に沿えないと来るかもしれない。それは岡山副委員長が言われたように、私の陳情書には答え

ないというのは、それは普通にあることです。御理解いただけますか。

矢田松夫委員長 皆さんの質疑を受けたいと思いますが、ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ以上で質疑を終わります。参考人の方に一言お礼を申し上げます。本日はお忙しい中、本委員会に出席していただきまして、本当にありがとうございました。貴重な御意見を述べていただき心から感謝を申し上げます。頂きました貴重な意見、説明された内容を含めて、今後の本委員会での審査に十分生かしていくということと同時に、先ほど求められた8項目、その前段で述べられました委員会での総括事項を含めて、しっかりと委員会で真摯に議論する中で、御回答できるものについては、文書で回答していきたいと思っております。本日はありがとうございました。それでは9時45分まで休憩いたします。

午前9時35分 休憩

(樋口晋也参考人退室)

午前9時45分 再開

矢田松夫委員長 休憩を解き、議事を再開します。本日の付議事項のその他の項に入ります。一つは、先日中島委員から出されましたチラシでいいかということなんですけれど、中身について御意見ありましたら、お願いします。なければ、このまま行きたいと思います。

吉永美子委員 これが悪いという意味じゃなくて、以前作ろうとしたときに、前面に出るのは議会報告会を中止というチラシなんだというお話を受けて、それを掲げたということがありました。そこはいいんでしょうか。6月議会報告会中止、ユーチューブは議会報告会ではないですよ。こ

れが悪いと言っているんじゃないくて、チラシを作るときに中止であるということを出しなさいと言われたので、その議論をお願いします。

矢田松夫委員長 中止を前面に出したほうがいいんじゃないか、中止の文字を一つ入れたほうがいいんじゃないかという吉永委員からの御意見がありました。このままでいいのか、そういったものを入れていくのか、皆さん方の御意見を頂きます。

松尾数則委員 やっぱり中止のことを入れたほうがいいかなというような気がします。あんまり大きく載せなくてもいいですけど。

矢田松夫委員長 どの辺に、どのように入れるのか、お答えをお願いします。

吉永美子委員 一番上にシンプルに出してはどうかと思います。私も大きく出す必要はないと思っているんです。ただ、議会報告会を中止するということを上にシンプルに出しておけば、議会報告会はないけど、動画で配信するんだねということで、動画配信するところを感情的にはメインで出していただきたいという思いを持っています。ただ、中止は入れざるを得ないかなと思っているので発言しました。

古豊和恵委員 上に6月議会報告会中止と書くと、下にちゃんと6月議会報告もユーチューブで配信しますので、是非御覧くださいというのも入っていますので、6月が中止になったので、ユーチューブできちっと配信されるんだなというのが分かりやすいかなと思いました。

岡山明副委員長 3月議会のチラシに中止という表現が入っていたということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）前回のを持っていなかったもので、どういう形で中止と入れているか分かればと思ったんです。

矢田松夫委員長 副委員長は、中止を入れたほうがいいのか、悪いのか。

岡山明副委員長 入れたほうがいいと思うんですけど、どういう形か確認しようと思ったんです。

中島好人委員 長年、議会報告会をやってきた。それで2年間やっていなかった。3月議会は、そういう報告じゃなくて、ユーチューブがメインです。何が大事かという、3月もやって、是非6月も見てください。中止しますよというのがメインじゃなくて、6月議会報告を見てほしいというのがメインだと私は思ったんで、中止という形は入れていません。今の流れの中でわざわざコロナ禍の中でやるとは誰も思っていないので、入れるか入れんかは大したことないから、みんなが入れると言えば入れます。こんなことで時間取るのもしょうがないと思います。観点は何かということを作ったものとして強調したかっただけで、入れたほうがいいというのなら、どうぞ御自由に入れてください。

古豊和恵委員 議会報告会が前提で、ユーチューブというのは、要はコロナだからユーチューブを流すだけなのか、もしこれで結果が良ければ、好評であれば、このままユーチューブを続けていくのか、それにもよるのかなと思うんですよね。市民の方が顔と顔、目と目を見て報告会をしたほうがいいですよという方が多いのか、それともユーチューブのほうが家で見られるので、気楽に議会報告が見られるから、そのほうがいいという方が多いのか。ただ、今から2回目ですから、これからどういう結果になるか分からないんですけども、時代の流れとすればユーチューブのほうが多いのかなと思います。そうすると中止となると、これからコロナが治ったら、また議会報告会を地元でするのかなというふうに思われるだろうし、どちらの方向に今から広聴特別委員会が持っていくのかなというのもあるのかなという気もするんですけども、どうでしょうか。

吉永美子委員 私の考えを申し上げますと、ユーチューブでの配信というのは、

議会報告だけじゃなくて、ほかのこともできるようになると思うんですよ。議会報告会自体ができないので、2年間ずっとモニターのことをこんなふうにやっていますとか、議会だよりを借りて、広聴のページをもらって、何かやっていることをお知らせしなければいけないと思っていました。今回新しい委員会になって、今度はユーチューブに挑戦しようじゃないかというところから始めたから、あくまでも議会報告会は議会報告会で対面して報告し、対面で御意見を聴くというのはすごく大事だと思うので、個人的にはユーチューブで終わらせるというのは違うと思っています。

古豊和恵委員 それならば中止というのを入れたほうがいいかなというふうに思います。

岡山明副委員長 基本条例の中にも議会報告会の実施ということで、年2回というのが入っています。その削除とかいう問題も出てきます。しかし、今の間は対面でやるというのは、無理じゃないかと思います。

矢田松夫委員長 議会報告会中止と文字を入れていただくようお願いしたいと思います。私は見た感じシンプルでいいなと思います。新しく生まれ替わっていいんじゃないかなと思ったんだけど、そういう声が多いのでお願いします。

中島好人委員 僕はこれが最良と思っています。たたき台を出すというのが僕の責任だというふうに思っています。入れるだけだったら、提案者が入れればいい。簡単なものでしょう。

吉永美子委員 私も中島委員の思いを全く否定する気持ちじゃなくて、もともとがユーチューブで配信しますよというところをメインにしたいというところで、当時作ったんですよ。だけど、中止というのを入れないといけないよと言われたので、中止を入れざるを得なかったというのがもと

もとの始まりです。（「入れたらいいと言っている」と呼ぶ者あり）いや、そうじゃなくて、中島委員と思いは一緒だと言いたかった。中止は、是非委員長のほうで、上のところを入れていただだけでいいんじゃないですか。

矢田松夫委員長 今度は私のほうに来ましたので、事務局と相談して、枚数ほど印刷します。

松尾数則委員 このQRコードを入れるのはいいことだと思っています。ただ、ここにQRコードを入れたら前回のが出るのか。今のは準備中というので出すべきかなという気がする。

島津議会事務局次長 このQRコードは、山陽小野田市議会のユーチューブチャンネルを貼ろうと思っておりますので、注意書きで、そのように書いておいたほうがいいかなとは思っています。例えば、山陽小野田市議会ユーチューブチャンネルと書いて、QRコードを貼るとかがいいかと思えます。あと3月議会のときにユーチューブがメインにならなかったのは、コンテンツが何もなくて、いつ公開できるかも分からない状況だったためです。今は少なくとも3月定例会の報告動画は入っています。

矢田松夫委員長 ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）その他です。6月議会報告会、動画配信の取組についてということで、20日に皆さん方の御意見を頂いた中でまとめてみましたので、突貫工事というか、昨日の意見をさっと中に入れてみましたので、先に説明します。20日の月曜日に基本的なことを決めました。一つは、各委員会は5分程度で編集をしていく。全体で20分程度にまとめる。内容を少し軟らかくする。前回は硬かった。委員長挨拶と委員会紹介は不要である。議長挨拶は冒頭に入れる。最終画面でアンケートを依頼する。結果として前回ゼロでした。パワーポイントのフォーマットは前回と同様する。24日の定例会の最終日ですが、全議員へ報告会中止と動画配信のチラシを配布

する。各委員は公共施設等へポスターを掲示する。各委員会で報告の議題、役割分担を決めていただく。これ以降、リハーサルを開始していただく。7月1日金曜日は、これは直接関係ありませんがモニターの委嘱状交付を午後6時に市役所で行うということです。それ以降、本番用の録画撮りを開始していただくということで、各委員会と事務局で日程調整していただくということです。それから11日の月曜日がパワーポイントと原稿の締切日にしておりますので、翌日の12日火曜日に広聴協議会でチェックをしていただく。それから15日に市広報、議会だよりの原稿、モニターの紹介と併せて広報に日程調整、スペースを含めて確認していくということと同時に、15日は動画配信をスタートすることです。以上が昨日決めた内容であります。付け加えや間違いがあるか各委員の御意見を頂きます。

吉永美子委員 間違いじゃないんですけど、どの時点で申しあげましたか、聴覚障害者が見られたときの対応をできる範囲でもう少し進めるべきではないかと思えます。例えば議長の挨拶は全く文字が出てきません。そういうことは聴覚障害、せっかく条例作っている市ですので、もう少し進められるといいなと願っています。

矢田松夫委員長 議長挨拶を事前にもらって、テロップを入れることはできるんですか。

島津議会事務局次長 事務局にあるものを使うと難しいです。できるのであれば前回もやっていましたが、できなかつたので、あのよう流しております。それと1点だけ、議会だよりの原稿が7月15日となっておりますが、実際の締切りはもっと早いのではないのでしょうか。本会議最終日に依頼があると思えますけど、通常は7月に入って5日か8日か、それぐらいが締切りだったような気がします。広報の委員長とも相談して、記事は誰が書くかというのも決めておいたほうがいいかと思えます。

矢田松夫委員長 広報の日程が出ていないからね。それから1日の委嘱状の写真撮影もいろいろあるし、いろいろ仕事がありますが、次は長谷川委員ですか。（「何を」と呼ぶ者あり）議会だよりの原稿です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）7月5日ぐらいが締切りというんだけど、1日の委嘱状と併せて、今回の議会報告会の内容プラス2点セットでお願いします。いいですか。（「いいですけど、枠を確認してください」と呼ぶ者あり）枠は前回1ページ使ったのがあります。ほかに何か気付きはありますか。

吉永美子委員 現在のところあれだけど、どうしたら対応が進みますか。例えば何かを購入するとか方法はありますか。

島津議会事務局次長 市のパソコンでやっていますので、なかなか自由が利かないところがあります。皆さんのほうで動画を編集する際にテロップ等も入れられるようなソフトをダウンロードされて、使えるようであれば可能かと思います。その辺はこちらでも調べてみますけど、なかなか動画編集ということ普段しないものですから難しいです。

矢田松夫委員長 これは次の検討課題にしておきます。日程の取組内容で追加がありますか。なければこれでいきます。

吉永美子委員 6月20日のところの内容を軟らかくする、硬かったという市民からの御意見を踏まえておっしゃっていると思うんですけど、これは言葉をもう少し軟らかくするのがいいのか、具体的なお考えがあったら教えていただくと助かります。

矢田松夫委員長 昨日メモしておりますが、文章です。

古豊和恵委員 文章もですけれども、議員が映る表情自体が硬かった。

矢田松夫委員長 文章じゃなくて、その様態というか、容姿を軟らかくしろと
いうことか。

古豊和恵委員 笑顔まではいかないけれども、少し軟らかいイメージというか、
全体的なイメージだったと思うんです。

矢田松夫委員 みんなに言います。ここに書いてあるように、文章とか容姿と
かをもう少し朗らかにしてくれと言いましょ。

吉永美子委員 今回は皆さんで映らないので、そこは出てこないですよ。委
員長の挨拶がないから、並んでするのはないわけですよ。前のやり方を
踏襲すると声だけが出てくるだけで、画像が出るということにはなりま
せん。

矢田松夫委員長 ④に書いてあります。文章を軟らかくしてくれと言いましょ
う。ほかにございますか。

長谷川知司委員 最後のアンケート募集は、前回すごくよかったんですけど、
今回もそのまま使うことが可能なんですか。

島津議会事務局次長 動画の部分であれば、そのまま流用可能です。

岡山明副委員長 動画配信の取組で、委員長挨拶、委員会紹介は不要という状
況です。議長の話の後にすぐ総務とかに切り替わるということですか。

矢田松夫委員長 それはみんなでの前決めたままです。また修正があれば、
みんなで議論すればいいんだから、どうぞ。

岡山明副委員長 議長の話の後に総務が映るという状況で、写真1枚も何も
なしで、議長の話からすぐ総務の話になるのはどうかと思う。最初の1

枚ぐらい皆さんの写真が欲しいと思ったんですけど、必要ありませんか。

古豊和恵委員 私もあのとき勘違いだったのかなと思うんですけど、委員長の挨拶はなしだったんですよ。ただ、紹介じゃなくて、総務文教はこのメンバーですよという顔写真ぐらいはあるのかなという思いがあったものですから。

矢田松夫委員長 分かりました。島津次長どうですか、顔写真全体をこの前とったのがあるが、それを前に出すというのができるんですか。

島津議会事務局次長 前回はそのままポンと行くわけじゃなくて、議長挨拶が終わったら報告内容をまず表示して、その後、委員会の動画が入ったんです。今回は議長挨拶が終わった後、総務文教常任委員会からの報告内容で項目が1個か2個か出てきて、そこから報告に入る感じにはなりません。突然報告が始まるわけじゃなくて、最初に報告内容について入っていたと思いますけど、その部分に委員の写真か何かを入れるということですか。

吉永美子委員 前回のときに、総務とか委員会関係なく、本会議場でずっと映りましたよね。あれはあったほうがいいと思うけど、仮にですが、季節も変わっておりますし、座り方も変わっているので、6月24日に撮っていただくというのは可能でしょうか。

島津議会事務局次長 可能か不可能かで言えば可能です。

矢田松夫委員長 可能かじゃなくて、必要か必要でないのかを議論せんといけん。

吉永美子委員 議員の顔が1回は出るべきだと思っているし、並び方が変わったので、前のを使うのではなくて、新しくいうところがいいのではな

いかと思っています。

矢田松夫委員長 私は必要ないと思うけどね。

古豊和恵委員 最初のユーチューブを見た方は、この方たちが総務文教常任委員だなというのが分かると思うんですけど、初めて今回見られる方は、このメンバーが総務で、この方が民福というのが分かるほうが、親近感がわくというか、全く顔が見えない状態でユーチューブを見るよりは、そのほうがいいのかなと思うんです。

吉永美子委員 委員長は要らないんじゃないかと言われたけど、一番先に本会議場が映るじゃないですか、あれではいけないのか。それをやめて委員会のにするのかというところの御提案をもらえると助かります。

古豊和恵委員 私はそれぞれの委員会が、このメンバーで構成していますよというので、そこが必要かなと思っていました。

吉永美子委員 ユーチューブの頭で山陽小野田市議会と出るわけですよ。そのときにみんなの顔が映るけど、それは必要ないということですね。

古豊和恵委員 それぞれの委員会でこういうことを議論していますよというので、そのメンバーが必要かなと思ったんです。

矢田松夫委員長 皆さん方が意見を出しているのは、演出効果をどうするかという程度なんですよ。どうしたら市民の人が内容に飛びつくかというのが一番大事だと思うんです。いろいろ入れ方はいっぱいあるんですよ。いろいろあるけど、見ていただくためにどうするかが大事なんです。議員の名前や顔を出して、人がそれで次に行くかどうかどうなのかなんです。今の話は演出効果でしょう、違うの。

古豊和恵委員 市民のために議論している自分たちの代表である議員の顔を知るべきではないか。もし私だったら見たいなと思うかなと思ったんです。全体的に22人がバーっと流れているだけじゃなくて、自分が関係しているところの委員を見ると親近感がわくのではないか。

矢田松夫委員長 それなら委員会紹介を何で不要にしたの。委員会紹介は不要と決めたのに、そんなら委員会紹介をすればいいんよ。委員の顔とか議員の顔が分からんというなら、前回と同じように元に戻したらいいんです。委員会紹介は不要と皆が決めたから、そういうふうにしたんだけど、そんなら元に戻すしかないんですよ、違いますか。

古豊和恵委員 委員長の挨拶は、不要かなと思ったんです。

矢田松夫委員長 議員の名前と顔が分からんというなら、前回と同じように復活させればいい。この委員会は話が元に戻るんです。

古豊和恵委員 私はそれが必要だなと思ったから、意見を言っただけです。

矢田松夫委員長 それなら元に戻しましょうと言ってくださいね。ほかの人はどうですか。

長谷川知司委員 前回のような委員会の担当部署とかという紹介ではなくて、ただ、みんなが並んでいる顔写真を出して、それで総務文教常任委員会メンバーなら総務文教委員会というだけで、テロップでは二、三秒のことですよね。それがあるといいということですね。

矢田松夫委員長 さっき言ったように写真でできるかと言ったら、その話で止まればいいんだけど、こんどは議員の紹介までとなる。分からんからとなるなら委員会紹介も入れたほうがいいんじゃないか。

長谷川知司委員 委員会紹介というのは顔写真を載せるということと、それから前回あったときに凸凹になっているから、できるだけ背が凸凹にならないように並ぼうというのがありました。二、三秒のテロップの写真であれば、私はあってもいいかなと思います。

矢田松夫委員長 話がそこで止まっていたらよかったけど、次に行くから、もう委員会紹介をしたほうがいいんじゃないかね。島津次長、それはどんなんですか。顔写真を最初に入れるのはどうですか。

島津議会事務局次長 パワーポイントに貼り付ければ大丈夫なので、それは可能です。写真を5秒とか10秒表示して、前回と同じように委員の名前を表示するような感じにして、その後、例えば総務文教常任委員会であれば、報告事項何々というのを1枚挟んだ後に、動画が続いていくという感じでよろしいのでしょうか。

矢田松夫委員長 その辺をやり替えて、委員会の紹介にしておきます。24日に皆さん方に協力願いを含めて出します。

島津議会事務局次長 24日の本会議終了後に委員長からお願いして、最初に動画を撮って、それから写真をそれぞれの委員会ごと三つ、前回と同じような場所で撮るということにして、皆さんにお願いしてはどうでしょうか。（「動画を撮るのか」と呼ぶ者あり）すいません、最初に全議員の動画を撮ると吉永委員がおっしゃったんで、今言っただけです。（「結論が出ていない」と呼ぶ者あり）分かりました。

吉永美子委員 私は、最初に山陽小野田市議会と出して、みんなが映るというのは決して悪くないと思うんですけど、それは皆さんに諮っていただいたらと思います。委員長は必要ないと言われるけど、初めて見る人にはいいと思っているから。

古豊和恵委員 委員長が言われたように、演出効果は高いと思います。だから、必要だと思います。

中島好人委員 3月議会は、いつでも見ようと思ったら見られるんですか。

島津議会事務局次長 見られます。ホームページの議会報告会のところを開いてもらおうと、動画自体が貼り付けてあると思うんです。是非確認していただければと思います。

中島好人委員 そうなると、全体のとかは要らないんじゃないかと思っています。ただ、委員会の写真を貼るぐらいは、時間的にもそんなに掛からないんで、それから本題に入っていったほうがいいかなというふうに思っています。

松尾数則委員 3月議会見て、次に6月議会を見るということはあるかなと思っています。基本的には6月だけ見るんじゃないかなという気がするんです。

矢田松夫委員長 市民の個人の主観であって、見るか見ないかは分からない。松尾委員が市民だったら、見ないだろうということですか。（「見ない」と呼ぶ者あり）そういう人もいるだろう。

松尾数則委員 最初に流してもおかしくはないかなという気がしています。

矢田松夫委員長 それはそれぞれのことだから、見るか見ないか分からん。委員会ごとに写真で紹介する、あるいは議場全体のムービーで紹介することはどうですか。（「両方賛成」と呼ぶ者あり）誰がやるかというのと、また事務局にお願いせんといけんから、大変なことだけど。

岡山明副委員長 議会の動画もいいんでしょうけど、ある程度撮らんといけん。

季節が変わるということは服装も変わるという状況もありますから、やる度に映像を撮らないといけんと思うんですね。そういう意味で実用性から行くと、最初に委員会のメンバーの写真がどんと一発目で出れば、議場で撮る動画を見せる必要はないと思うんです。

吉永美子委員 ずっとこれで行くという前提で言われるとちょっと違うと思います。極力元に戻したほうがいいんで、この形がずっと続くということではないということですよ。

矢田松夫委員長 今回は、席が変わったこともあるから、もう1回みんなの顔を議場で撮ろう、それを前に持っていこうということではありますが、これで議論するより、それにしましょう。事務局は大変と思うけどお願いします。24日しかないですね。ちょっと残ってもらって、座ってもらって、服はまちまちだけど、大変と思うけどいいですか。

長谷川知司委員 簡略化というのがあるんで、あまり大変ならやめたほうがいいと思います。そんなに大変でないんであれば、せっかくだからしていいんですけど、あまり事務局に負担を掛けるのはちょっとどうかと思います。最初の趣旨と変わってくるから、大変ならやめたほうがいいと思います。

島津議会事務局次長 決まれば、撮影することは、そんなに手間ではありません。

矢田松夫委員長 それでお願いします。ほかに日程的なものでありますか。「なし」と呼ぶ者あり)4番目について委員会紹介はします。写真ということにしておきます。それと議場全体を撮っていく。ほかの委員からそんなことをするとか、しろとか出るかもしれんけど、委員会の決定ということにします。ほかにありますか。

中島好人委員 1の陳情書の今後の取扱いとか、その辺の流れを決めたほうがいいと思います。

矢田松夫委員長 いろいろ言われてメモした人も、メモしていない人も、あるいは聞き逃した方もおられますが、大変な重要な意見もあって、私たちに叱咤^{しった}激励の意味を込めた参考人の陳述内容があったので、議事録が出てから、それをまた読んで、正副委員長で箇条書を出して、皆さん方が肉づけをする。ただ、樋口参考人が言うのは7月1日の委嘱状の日に公開してくれという条件が付いておりますので、それまでに議事録ができるかどうか。それを最初に島津次長にお答えを願いたいと思います。

島津議会事務局次長 実質的な時間は30分から40分程度でしたので、今日中に送付します。

矢田松夫委員長 1日に間に合うように、それを基にして書いてみます。24日から1日の間に、皆さん方に集まっていただいて、それに肉づけして、文書で返すところは返す。さらに、モニターの皆さん方に公開していくとを約束しておきたいと思います。

吉永美子委員 皆さんに昨日、事務局からメールが行っていると思うんですが、7月1日のときに使う予定のパワーポイントですが、やっぱり中をいじらないと使えないものだったので、それをどうするかということです。あれを使うのであれば、中をちょっと変えないといけない。

矢田松夫委員長 それは24日と1日の間の日に、そのことも一緒にやります。今日の参考人の意見陳述の内容と1日の委嘱状の日にモニターの皆さん方に説明するパワーポイントの内容についての修正について、24日から1日の間に会議を開きたいと思います。ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、以上で広聴特別委員会を閉じさせていただきます。

午前10時30分 散会

令和4年（2022年）6月21日

広聴特別委員長 矢田松夫